

第5項 良好な地域環境をつくる

環境問題は、経済の高度成長期には「公害の克服」が中心課題でした。当時は、ばい煙や自動車による大気汚染、工場や家庭からの排水による河川の汚濁、建設工事や事業所からの騒音・振動などが問題となっていました。その後、大気汚染の改善や、下水道の普及が進み、工事方法の改良などの結果、従来からの公害は、大きく改善されました。1990年代以降は、焼却時に発生するダイオキシン類や土壤汚染が問題になりましたが、現在では改善も進んでいます。

区では、従来より力を入れてきた大気汚染の常時監視体制を維持していくとともに、住民団体が独自に取り組んでいる環境調査活動や美化活動などへの支援を行い、より良好で快適な環境のまちづくりを目指しています。

1 大気汚染

(1) 大気汚染の状況

大気汚染とは、人の生活や事業活動などによって排出されるさまざまな物質が、大気中で化学変化を伴いながら、人体に有害な物質となって、大気が汚染されることをいいます。

大気汚染の発生源には、工場・事業場等の固定発生源と、自動車等の移動発生源があります。大気汚染の原因となる主な物質には、窒素酸化物、いおう酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等があります。

また、フロンガスによるオゾン層の破壊、二酸化炭素による地球温暖化、窒素酸化物やいおう酸化物が空気中の水蒸気に溶けて被害を及ぼす酸性雨や、プラスチックの燃焼などで発生するダイオキシン類による汚染が大気汚染問題となり、地球的規模で取り組みの強化が図られています。

環境基準

環境基準とは、人の健康を保護し生活環境を良好に保つため、維持することが望ましい基準として環境基本法に定められています。昭和48年5月に二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの基準が定められ、昭和53年7月に二酸化窒素が追加され、大気汚染に係る5物質の環境基準(表1-1)が定められています。また、有害大気汚染物質に係る環境基準として、平成9年2月にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質が、平成13年4月にジクロロメタンの環境基準(表1-2)が定められています。また、平成21年9月に国際的な動きの中で新たにPM2.5について環境基準が新設されました。

表 1-1

物質	環境基準	長期的評価の方法	発生原因	健康への影響	汚染防止対策
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する日の値(98%値)が0.06ppm以下であれば「達成」とする。※1	工場事業場及び自動車などの燃焼に伴い発生。	喉や肺を刺激し気管支炎や上気道炎などを起こす。	低NOx燃焼、排煙脱硫、自動車排ガス低減
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲以内にあるものを除外した日の値(2%除外値)が環境基準以下である場合は「達成」と評価する。ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」とする。※1	石油、石炭などの化石燃料の燃焼に伴い発生。	喉や肺を刺激し気管支炎や上気道炎などを起こす。	重油の脱硫による低いおう化、排煙脱硫
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。		工場などからのばいじんと粉塵、ディーゼル黒煙による。	肺胞に沈着し気管支炎や上気道炎などを起こす。	電気集塵機(ばいじん)、防じんカバーの設置(粉塵)
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が0.015mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が0.035mg/m ³ 以下であり	1年平均値について評価を行う。※2	工場などからのばいじんと粉塵、ディーゼル黒煙による。	肺胞に沈着し気管支炎や上気道炎などを起こす。	電気集塵機(ばいじん)、防じんカバーの設置(粉塵)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。		不完全燃焼に伴い発生。主に自動車排出ガスによる。	血液中のヘモグロビンと結びつき、酸素欠乏をおこす。	自動車排ガスの低減
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。		窒素酸化物と炭化水素類の光化学反応により二次的に発生。	目、のどなどを強く刺激。	施設構造の改良、処理装置設置など自動車排出ガス低減

※1 一年間に6,000時間以上測定した測定局を評価の対象とする。

※2 1時間値の欠測が4時間を超える測定日の1日平均値は用いないものとし、年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については評価の対象としない。

表 1-2

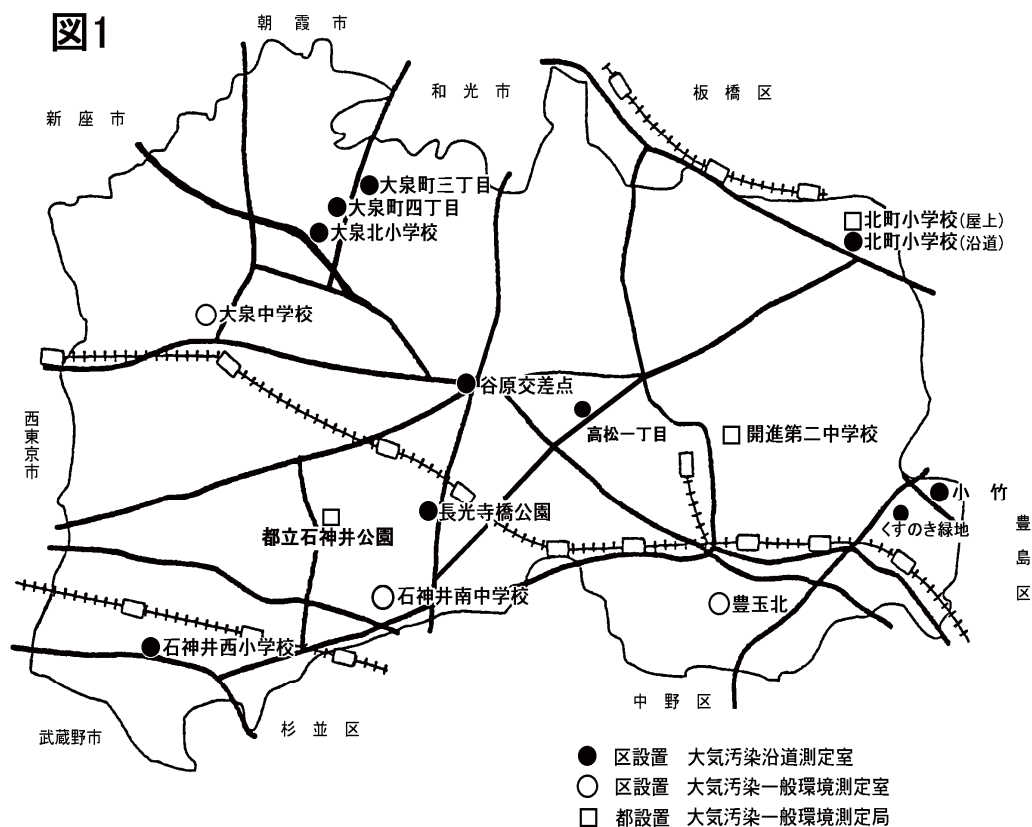
物質	環境基準	物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

大気汚染常時測定の体制

区内の大気汚染の現状を把握するため、昭和47年から測定を開始し、昭和60年度以降は10か所に測定室を設け測定してきました。その後、平成6年3月に東京外郭環状道路の開通に伴い2か所、平成19年8月に環状8号線の開通に伴い高松一丁目加わり13か所(一般環境3か所、沿道10か所:図1)で測定しています。また、東京都環境局においても、3か所で一般環境の常時測定を行っています。

表1-3 大気汚染測定室別測定項目

測定室	分類	測定項目	測定開始年月	
区測定室	豊玉北	一般	Ox,NOx,WM4,SPM	昭和47年8月
	石神井南中学校	一般	Ox,NOx,WM2	昭和47年8月
	大泉中学校	一般	Ox,NOx	昭和48年6月
	北町小学校	沿道	NOx	昭和58年8月
	くすのき緑地	沿道	NOx	平成20年10月(移設)
	石神井西小学校	沿道	NOx	昭和58年8月
	長光寺橋公園	沿道	NOx,SPM	昭和59年7月
	谷原交差点	沿道	NOx,SPM	昭和59年7月
	大泉北小学校	沿道	NOx	昭和59年7月
	小竹	沿道	NOx,SPM,騒音	昭和60年5月
	大泉町三丁目	沿道	NOx,WM2,騒音	平成6年4月
	大泉町四丁目	沿道	NOx,WM2,騒音	平成6年4月
	高松一丁目	沿道	NOx,SPM	平成19年8月
	都測定室	都立石神井公園(練馬1)	一般	Ox,NOx,WM4 CO,SPM,NMHC
北町小学校(練馬2)		一般	Ox,NOx,WM4 SPM	昭和47年
開進第二中学校(練馬3)		一般	NOx,SPM,WM4	平成元年
測定方法	Ox:光化学オキシダント計 NOx:窒素酸化物計 WM4:気象計(風向・風速・温度・湿度) WM2:気象計(風向・風速) SO2:二酸化いおう計 SPM:浮遊粒子状物質計 NMHC:非メタン炭化水素計		※「一般」とは大気汚染一般環境測定室 ※「沿道」とは大気汚染沿道環境測定室	



大気汚染常時測定の結果

平成 22 年度の区内の大気汚染物質ごとの状況は、つぎのとおりです。

大気汚染測定結果（区測定）

平成22年度

項目 測定室	二酸化窒素			光化学 オキシダント		浮遊粒子 状物質		
	(NO ₂)			(Ox)		(SPM)		
	年 度 平 均 値	日 平 均 値 の 98 % 値	適 否	年 度 平 均 値	適 否	年 度 平 均 値	日 平 均 値 の 2 % 除 外 値	適 否
	ppm			ppm		mg/m ³		
豊玉北	0.018	0.035	○	0.036	×	0.019	0.042	○
石神井南中学校	0.019	0.038	○	0.034	×	—	—	—
大泉中学校	0.020	0.039	○	0.031	×	—	—	—
北町小学校	0.036	0.054	○	—	—	—	—	—
くすのき緑地	0.032	0.053	○	—	—	—	—	—
石神井西小学校	0.028	0.046	○	—	—	—	—	—
長光寺橋公園	0.030	0.048	○	—	—	0.024	0.056	○
谷原交差点	0.029	0.047	○	—	—	0.024	0.060	○
大泉北小学校	0.021	0.040	○	—	—	—	—	—
小竹	0.026	0.046	○	—	—	0.023	0.056	○
高松一丁目	0.023	0.043	○	—	—	0.023	0.060	○
大泉町三丁目	0.025	0.044	○	—	—	—	—	—
大泉町四丁目	0.026	0.045	○	—	—	—	—	—

注1 適否とは環境基準を達成できたか否かを表している。

注2 「日平均値の98%値」および「日平均値の2%除外値」については表1-1の「長期的評価の方法」を参照のこと。

窒素酸化物（NO_x）の5年間の大気汚染状況

年 度	測定項目 項目 測定室名	二酸化窒素（NO ₂ ）					一酸化窒素（NO）		
		1時間値		1日平均値			1時間値		1日平均値
		年 度 平 均 値 (ppm)	年 度 最 高 値 (ppm)	日 平 均 の 98 % 値 (ppm)	年 度 最 高 値 (ppm)	判 定	年 度 平 均 値 (ppm)	年 度 最 高 値 (ppm)	年 度 最 高 値 (ppm)
18	豊玉北	0.025	0.113	0.047	0.057	○	0.013	0.240	0.117
	石神井南中学校	0.024	0.091	0.046	0.054	○	0.014	0.312	0.143
	大泉中学校	0.025	0.098	0.046	0.057	○	0.014	0.332	0.151
	北町小学校	0.037	0.113	0.058	0.063	○	0.054	0.451	0.202
	桜台出張所	0.035	0.127	0.056	0.065	○	0.026	0.304	0.146
	石神井西小学校	0.034	0.102	0.054	0.061	○	0.035	0.370	0.168
	長光寺橋公園	0.039	0.125	0.062	0.068	×	0.052	0.671	0.185
	谷原交差点	0.038	0.139	0.063	0.070	×	0.038	0.490	0.184
	大泉北小学校	0.029	0.125	0.053	0.076	○	0.020	0.406	0.196
	小竹	0.031	0.119	0.054	0.066	○	0.027	0.466	0.186
大泉町3丁目	0.031	0.101	0.052	0.058	○	0.025	0.347	0.174	
大泉町4丁目	0.030	0.110	0.051	0.058	○	0.018	0.326	0.151	
19	豊玉北	0.022	0.099	0.046	0.057	○	0.010	0.186	0.094
	石神井南中学校	0.022	0.086	0.046	0.056	○	0.014	0.297	0.130
	大泉中学校	0.022	0.089	0.044	0.051	○	0.014	0.294	0.128
	北町小学校	0.036	0.106	0.056	0.064	○	0.056	0.381	0.207
	桜台出張所	0.030	0.091	0.049	0.054	○	0.023	0.290	0.152
	石神井西小学校	0.032	0.080	0.050	0.056	○	0.035	0.309	0.158
	長光寺橋公園	0.032	0.118	0.051	0.058	○	0.042	0.307	0.151
	谷原交差点	0.033	0.108	0.053	0.065	○	0.032	0.338	0.154
	大泉北小学校	0.024	0.090	0.046	0.056	○	0.019	0.350	0.165
	小竹	0.028	0.094	0.049	0.060	○	0.026	0.332	0.177
大泉町3丁目	0.029	0.124	0.049	0.066	○	0.025	0.341	0.169	
大泉町4丁目	0.029	0.101	0.048	0.059	○	0.017	0.308	0.151	
20	豊玉北	0.021	0.087	0.038	0.046	○	0.008	0.170	0.094
	石神井南中学校	0.019	0.091	0.037	0.047	○	0.009	0.187	0.064
	大泉中学校	0.020	0.096	0.039	0.047	○	0.010	0.174	0.069
	北町小学校	0.036	0.120	0.057	0.062	○	0.049	0.430	0.162
	桜台出張所	(0.028)	(0.085)	(0.048)	(0.054)	-	(0.014)	(0.174)	(0.056)
	くすのき緑地	(0.036)	(0.094)	(0.055)	(0.060)	-	(0.077)	(0.416)	(0.203)
	石神井西小学校	0.027	0.084	0.045	0.049	○	0.032	0.342	0.125
	長光寺橋公園	0.030	0.091	0.049	0.057	○	0.032	0.230	0.105
	谷原交差点	0.029	0.097	0.050	0.056	○	0.026	0.313	0.102
	大泉北小学校	0.019	0.085	0.038	0.048	○	0.013	0.242	0.082
小竹	0.021	0.073	0.038	0.042	○	0.021	0.293	0.120	
高松1丁目	0.023	0.079	0.039	0.046	○	0.017	0.275	0.092	
大泉町3丁目	0.027	0.088	0.044	0.054	○	0.019	0.271	0.108	
大泉町4丁目	0.025	0.088	0.043	0.048	○	0.012	0.256	0.090	
21	豊玉北	0.021	0.080	0.042	0.051	○	0.007	0.166	0.058
	石神井南中学校	0.020	0.083	0.042	0.048	○	0.008	0.182	0.064
	大泉中学校	0.019	0.081	0.041	0.051	○	0.008	0.173	0.065
	北町小学校	0.035	0.096	0.055	0.063	○	0.046	0.393	0.163
	くすのき緑地	0.034	0.106	0.055	0.063	○	0.064	0.598	0.221
	石神井西小学校	0.026	0.093	0.045	0.055	○	0.027	0.229	0.092
	長光寺橋公園	0.031	0.109	0.048	0.058	○	0.035	0.247	0.103
	谷原交差点	0.031	0.112	0.051	0.059	○	0.027	0.270	0.120
	大泉北小学校	0.022	0.096	0.041	0.048	○	0.012	0.220	0.084
	小竹	0.024	0.090	0.050	0.058	○	0.019	0.265	0.120
高松1丁目	0.023	0.086	0.044	0.051	○	0.019	0.332	0.097	
大泉町3丁目	0.027	0.092	0.047	0.056	○	0.019	0.258	0.100	
大泉町4丁目	0.026	0.108	0.047	0.054	○	0.013	0.246	0.087	
22	豊玉北	0.018	0.071	0.035	0.039	○	0.006	0.162	0.043
	石神井南中学校	0.019	0.079	0.038	0.045	○	0.006	0.139	0.056
	大泉中学校	0.020	0.078	0.039	0.046	○	0.008	0.178	0.066
	北町小学校	0.036	0.090	0.054	0.059	○	0.047	0.391	0.142
	くすのき緑地	0.032	0.090	0.053	0.060	○	0.050	0.457	0.155
	石神井西小学校	0.028	0.088	0.046	0.056	○	0.023	0.245	0.097
	長光寺橋公園	0.030	0.092	0.048	0.056	○	0.032	0.256	0.097
	谷原交差点	0.029	0.106	0.047	0.053	○	0.026	0.318	0.094
	大泉北小学校	0.021	0.077	0.040	0.047	○	0.011	0.219	0.074
	小竹	0.026	0.113	0.046	0.057	○	0.016	0.318	0.097
高松1丁目	0.023	0.084	0.043	0.049	○	0.015	0.287	0.079	
大泉町3丁目	0.025	0.094	0.044	0.051	○	0.017	0.247	0.103	
大泉町4丁目	0.026	0.101	0.045	0.050	○	0.014	0.234	0.090	

※ 平成20年度途中に、桜台出張所測定室(昭和58年設置)をくすのき緑地に移設したことから、各々が長期評価の測定時間数(6000時間以上)を確保できなかったため、括弧書きして参考に示した。

(2) 光化学スモッグの現況と対応

光化学スモッグとは、自動車や工場から排出される窒素酸化物と炭化水素が、太陽の強い紫外線を受けて化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダント（酸化性物質）を発生させます。気象条件によっては、光化学オキシダントが高濃度になり、白くもやがかかったような状態になることがあります。この状態を「光化学スモッグ」と呼んでいます。昭和45年に杉並区の高等学校で発生した事例が日本で最初の光化学スモッグ被害です。被害の2例目として昭和46年に大泉中学校、3例目に石神井南中学校（昭和47年）と練馬区での被害例が続きました。

光化学スモッグの被害では、目や喉の粘膜が刺激され、その結果、目がチカチカする、喉が痛む、頭痛、息苦しさなどの症状が出ることがあります。

光化学スモッグは毎年発生しており、平成22年度は、東京都内における光化学スモッグ被害の届出は18人でした。練馬区内では届出はありませんでした。（表1）

また、光化学スモッグ注意報の発令状況は昨年を上回り、11回でした。学校情報は22回提供されました。

光化学スモッグ情報は、「東京都大気汚染緊急時対策実施要綱（オキシダント）」に基づいて発令され（発令基準は表2）、東京都から各区市町村に提供されます。光化学スモッグ注意報、警報、重大緊急報の提供があった場合は「練馬区光化学スモッグ緊急対策実施要綱」に基づき、防災無線放送塔（区内191か所）を通じて区民に情報提供して注意を喚起しています。学校情報が提供された場合は、防災ラジオにより学校等の施設に情報提供を行っています。

表1 光化学スモッグ注意報の発令回数と被害者数

年 度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
区内注意報 ^{※1}	13	14	5	14	16	12	11	6	4	11
区内被害者数	0	0	0	10	6	0	0	0	0	0
都内注意報 ^{※2}	23	19	8	18	22	17	17	19	7	20
都内被害者数	52	410	12	159	247	2	0	94	0	18

※1：区内注意報は、区西部地域（新宿区、文京区、豊島区、中野区、杉並区、板橋区、北区、練馬区）の発令回数

※2：都内注意報は、都内のいずれかの地域に発令された日数

表2 発令基準

段 階	発 令 の 基 準	対 応
学校情報	オキシダント濃度 0.10ppm 以上 で継続するとき	区立施設等に対して防災ラジオ により情報を提供する。
注意報	オキシダント濃度 0.12ppm 以上 で継続するとき	防災ラジオに加え、防災放送塔か ら区内全域に音声でお知らせし、 郵便局へは FAX で情報提供する。
警報 ^{※1}	オキシダント濃度 0.24ppm 以上 で継続するとき	
重大緊急報 ^{※2}	オキシダント濃度 0.40ppm 以上 で継続するとき	

※1：光化学スモッグ警報は、昭和50年の発令が最後で、以後発令されていない。

※2：光化学スモッグ重大緊急報は、発令されたことはない。

(3) 酸性雨調査

酸性雨とは、酸性度の高い雨（pH5.6以下）のことです。酸性雨の原因としては、化石燃料の燃焼の増大に伴って、いおう酸化物や窒素酸化物の大気への排出量が増加したことによります。これらが雨・霧・雪に吸着し、植物・建物・構造物・土壌・水域に影響を与えています。

区では、平成3年9月から酸性雨調査を実施してきました。採取方法は簡易型ろ過式採取器によるもので、一週間単位の計測を行っています。測定項目は雨量、pH、導電率です。

平成21年度のpHの年度平均値は、約4.70であり、平成20年度は4.69平成19年度は4.76と安定的な傾向を示している状況であり、平成21年度をもって測定を廃止しました。

(4) 大気汚染対策

ばい煙発生施設立入り調査

この調査は、区内の大規模なばい煙発生施設である練馬清掃工場と光が丘清掃工場について、昭和59年度から毎年交互にばい煙の調査を行い、平成21年度の光が丘清掃工場での調査まで毎年実施してきましたが、清掃一組自身が調査を行っていることも踏まえ、立ち入り調査の実施を廃止しました。

燃料規制

平成21年度に五年毎に実施している、一定規模の重油を使用する事業所への立入検査を実施しました。平成22年度は、中間年にあたるため、この調査は行っておりません。

次の調査予定は、平成 26 年度です。

(5) 悪臭

平成 22 年度の悪臭に関する苦情受付件数は 9 件で、苦情全体の約 6.3% です。内訳としては、工場等の事業場からの悪臭はわずかで、半数が飲食店からの悪臭です。

悪臭防止法は事業活動に伴い発生する悪臭を規制する法律ですので、飲食店以外の一般家庭からの悪臭は対象になりません。悪臭防止法はこれまで特定悪臭物質の排出濃度による規制手法をとっていましたが、精密分析機器を必要とすること、複合臭に対しての規制が十分ではない等の問題がありました。そのため、平成 14 年 7 月 1 日から、嗅覚測定法（悪臭を全体として感覚でとらえて臭気濃度を測定する方法）を用いた「臭気指数規制」に変更されました。

この他に、嗅覚測定法を用いた環境確保条例による悪臭規制がありますが、悪臭防止法の改正にあわせて平成 14 年 7 月 1 日から、「臭気濃度」が「臭気指数」に変更され、工場・指定作業場の設置・変更時のみ適用されるようになりました。

悪臭苦情受付件数の推移

年 度	17	18	19	20	21	22
悪 臭 苦 情 数	7	10	16	18	48	9
現象別苦情総数	117	155	164	179	247	142
割 合(%)	6.0	6.5	9.8	10.1	19.4	6.3

(6) アスベスト

アスベスト飛散防止

① アスベストとは

アスベストは石綿（いしわた）とも呼ばれ、天然に産出する鉱物繊維で、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト（直閃石）、トレモライト（透角閃石）、アクチノライト（緑閃石・陽起石）など 6 種があります。アスベストは、自然界ではほとんど分解・変質されないため、一度大気中に飛散すると環境中に蓄積されることになります。



白石綿（クリソタイル）



青石綿（クロシドライト）



茶石綿（アモサイト）

② 健康への影響

アスベスト繊維は目に見えないくらい微細で軽いため飛散しやすく、吸入するとアスベスト肺、肺がん、中皮腫などの原因になることが知られています。

③ 区立施設対策

＜新3種アスベストを含めたアスベスト対策＞

昭和61年に吹付けアスベストが社会問題化して以来、区では区立施設の吹付けアスベストを除去するなどの対応を行ってきました。平成14年度に除去漏れが判明したことから、平成15年度に区立施設における吹付けアスベストの調査を行い、平成17年度までに除去工事を完了しました。

平成20年1月にこれまで国内で使用されていないとされていたトレモライト等新3種のアスベストが使用されていた報道がなされました。区は平成20年2月から新3種のアスベストを含めた吹付けアスベストの使用実態再調査を実施し、平成21年度までに7施設の除去を完了しました。

＜「アスベスト含有材の除去方針」「アスベスト対策大綱」＞

平成15年10月に策定した「区立施設におけるアスベスト含有材の除去方針」、また、平成16年5月に策定した区立施設におけるアスベスト飛散防止の総合的対策を定めた「練馬区アスベスト対策大綱」に基づき吹付けアスベストの使用が判明した小中学校・区民施設の除去工事計画を定め、実施しています。本大綱には、区立施設の新築・改修時におけるアスベスト含有建材の使用抑制や吹付けアスベストの使用が判明した時の対処方法、区民、事業者に対してのリスクコミュニケーションのあり方等をまとめています。

その後、平成17年の尼崎市のアスベスト健康被害報道を発端として、本区のアスベスト対策が区立施設にとどまらず、民間施設を包括するものとして取り組みの状況が大きく変わりました。そこで、平成20年6月に大綱を全面改訂しました。改訂版には、新たに民間建築物対策を追加し、アスベスト除去工事等に係る法令手続きの流れを分かり易く提示するとともに、アスベストが含有されていた場合のリスクマネジメントの手順を明確化するなど内容を充実させました。

④ 民間施設対策

＜練馬区アスベスト飛散防止条例による規制＞

アスベストは、昭和45年頃から平成2年頃にかけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用されています。今後、これらの建築物の老朽化による解体工事が増加することが予想されます。既に、解体・改修工事については、国や東京都による規制が行われていましたが、飛散性アスベスト^{*}に対しては対象施設や面積要件等が設けられていた他、非飛散性のアスベスト^{*}に対しては規制が設定されていませんでした。また、アスベストが存在する使用中の建築物に対する規制もなかったことから、飛散防止対策として必ずしも十分とはいえませんでした。

そこで、国の規制強化に先駆け、民間施設に対する規制強化に向けて、アスベスト

飛散防止対策の条例化に踏み切ることとなり、平成 17 年 12 月に制定されました。

※ 飛散性アスベストと非飛散性のアスベスト:

アスベスト含有建材は、劣化すれば飛散する飛散性アスベスト(アスベスト含有吹付け材、アスベスト含有の保温材など。「吹付けアスベスト等」という。)と、通常使用していく上では飛散しない非飛散性アスベスト(アスベスト含有成形板)に分類される。

練馬区アスベスト飛散防止条例

<使用中の建築物に露出した吹付け材が存在する場合の対策>

特定建築物(延べ床面積 500 m²以上の百貨店、事務所等規則で定める建築物)の所有者等に、露出した吹付け材中にアスベストが含有しているかの調査をさせ、含有している場合には除去、封じ込めまたは囲い込みの措置の義務を課しています。

<解体等工事における吹付けアスベスト等の対策の強化>

区は作業基準を設定し、施工者に対し工事開始前の区への届出(大気汚染防止法・東京都環境確保条例の届出対象工事を除く)、標識の設置、住民説明会の開催(工事対象面積 500 m²以上の場合)、環境測定(飛散の恐れがあると区が判断した場合)の義務を課しています。

<解体等工事におけるアスベスト含有成形板等の対策>

区は作業基準を設定し、施工者に対し工事開始前の区への届出(工事対象面積 80 m²以上の場合)、標識の設置、環境測定(飛散の恐れがあると区が判断した場合)の義務を課しています。

<勧告および氏名の公表>

届出等条例の手続きまたは作業基準に従わない場合に、区は指導・勧告を行い、その勧告に従わない場合または立入検査を拒んだ場合は氏名を公表します。

<標識の例>

条例では、アスベスト含有建材の除去等工事を行う場合に、工事現場の道路側に下記の標識のいずれかを掲示するよう定めています。

これは、工事周辺の皆様に「アスベスト関連工事」が行われていることをお知らせするとともに、工事業者がアスベスト飛散防止対策を適正に行いながら工事を実施することを意思表示させるものでもあります。

〈吹付けアスベスト等の標識例〉

様式第4号の1 (第12条関係)

吹付けアスベスト等の処理を適正に行っています

練馬区アスベスト飛散防止条例第13条(第17条において準用する場合を含む。)に基づき、当現場での工事についてお知らせします。

工事の名称	年月日	作業期間	年月日
工事の届出年月日	掲掲法令()	(住所)	年月日
	掲掲法令()		
	掲掲法令()		
現場責任者名	標識設置年月日	年月日	
石綿作業主任者氏名		工事対象面積	m ²
特別管理産業廃棄物 管理責任者氏名			
アスベスト含有材の種類	<input type="checkbox"/> 吹付けアスベスト <input type="checkbox"/> アスベスト含有吹付け材 <input type="checkbox"/> アスベスト含有保温材 <input type="checkbox"/> アスベスト含有成形板		
工事の種類	<input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 改修工事		
アスベストの措置および飛散防止方法	措置の方法: <input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> 囲い込み 飛散防止方法		

(ヨコ50cm以上 × タテ40cm以上)

〈アスベスト含有成形板の標識例〉

様式第4号の2 (第12条関係)

アスベスト含有成形板の処理を適正に行っています

練馬区アスベスト飛散防止条例第17条において準用する第13条に基づき、当現場での工事についてお知らせします。

工事の名称	年月日	作業期間	年月日
工事の届出年月日	掲掲法令	(住所)	年月日
	(練馬区アスベスト飛散防止条例)		
	掲掲法令		
現場責任者名	標識設置年月日	年月日	
石綿作業主任者氏名		工事対象面積	m ²
成形板の種類			
工事の種類	<input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 改修工事		
アスベストの措置および飛散防止方法			

(ヨコ50cm以上 × タテ40cm以上)

国、都の法令による規制

① 国の規制

- 労働安全の面から (～労働安全衛生法・石綿障害予防規則～)
一部例外品を認めた上で、0.1%を超える石綿含有製品の製造・使用等禁止されています。
- 環境中への飛散防止の面から (～大気汚染防止法～)
石綿製品製造工場に対する規制、またアスベストの含有率が0.1%を超える建材を取扱う際の規制が定められています。
- 建築物利用者の健康被害防止の面から (～建築基準法～)
建築物の増改修時における吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去等が義務付けられています。
- 廃棄物の処理の観点から (～廃棄物の処理及び清掃に関する法律～)
0.1%を超えるアスベスト含有廃棄物については、適正な処理が義務付けられています。
- 石綿による健康被害の救済 (～石綿による健康被害の救済に関する法律～)
石綿による健康被害を受けた方およびその遺族に対し、医療費等を支給するための措置が平成18年3月から始まりました。

② 都の規制

東京都環境確保条例において、吹付けアスベスト等を取扱う工事で一定規模以上のものに対して飛散防止対策を義務付けています。

民間住宅や事業所のアスベスト対策への支援

① 吹付けアスベスト調査費助成と工事費の融資

平成 17 年 10 月から吹付けアスベストを対象に調査費用の助成、除去、囲い込み、封じ込めの飛散防止措置に係る工事費用の融資あっせんと償還利息の助成を行っています。

対象建築物	調査費用		除去・封じ込め・囲い込み工事費用	
戸建住宅	補助率 1/2 補助限度額 10 万円	問合せ	融資限度額…500 万円 償還利息…2.2% (うち 1.1%を補助)	問合せ 住宅課管理係内 線 8342
分譲マンション	補助率 1/2 補助限度額 20 万円	環境課環境	融資限度額…1,000 万円 償還利息…2.2% (うち 1.8%を補助)	経済課融資係内 線 5911
賃貸マンション、事業所		規制係 内線 8865		

② 吹付けアスベスト除去工事費の助成

練馬区アスベスト飛散防止条例の制定・施行により、練馬区の民間施設のアスベスト飛散防止対策が根拠づけられました。平成 19 年 4 月からは吹付けアスベスト除去工事費の助成を始めました（平成 24 年度までの事業）。除去工事にかかる建築物所有者等の負担軽減を図るとともに、建築物等の安全性を向上させ、安全で安心なまちづくりに役立てること、さらにこれを機会に、練馬区から健康被害のある吹付けアスベスト一掃するため助成制度を始めました。

建築用途	除去理由	補助率	補助限度額
戸建住宅	自主的に除去	除去費用の 3 分の 2	400 万円
分譲マンション等	建築基準法に基づく義務※	除去費用の 2 分の 1	300 万円
賃貸マンション	自主的に除去	除去費用の 2 分の 1	1, 500 万円
事業所等	建築基準法に基づく義務※	除去費用の 3 分の 1	1, 000 万円

※ 平成 18 年 10 月に建築基準法が改正され、大規模改修などの際には、原則としてアスベストの除去が義務付けられました。

③ 私立幼稚園・保育園などのアスベスト対策への支援

私立幼稚園・保育園や特別養護老人ホームなど、区が運営などを助成している民間の公共的施設について、吹付けアスベストなどの調査、除去工事費用を平成 17 年度に助成しました。

アスベストの環境測定

区ではアスベスト飛散防止対策の一環として、区内の大気中のアスベスト濃度を平成

18年度から連続して平成22年度も測定しています。

練馬区にはアスベスト製造または加工する工場等はありません。したがって、アスベスト飛散が起きるとすれば、アスベストを含んだ建物工作物の解体・改修工事が行われた場合です。

そうした工事を実施する場合、大気汚染防止法、東京都環境確保条例、練馬区アスベスト飛散防止条例で環境中への飛散防止措置（作業基準といいます。）と届出を義務づけています。届出に対し、区では現場確認を行っています。また、東京都環境確保条例では一定規模以上の吹付けアスベスト等の除去工事に際して、工事事業者に工事前、工事中、工事後のアスベスト濃度を敷地の境界線で測定するよう義務づけ、安全確認を行っています。

一方、区では、区内の一般大気環境中のアスベスト濃度を確認するため、区内を4分割し、それぞれの地域を代表する地点として、4季の測定を行っています。

平成22年度の結果は以下のとおり4地点とも、いずれも0.3本/ℓ未満であり、平常値でした。（環境基準は設定されていません。）

調査地点	アスベスト濃度（本/ℓ）
情報公開室屋上	0.3 未満
練馬東中学校屋上	0.3 未満
大泉西中学校屋上	0.3 未満
石神井小学校屋上	0.3 未満

(7) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは

① ダイオキシン類

平成11年7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーPCB(Co-PCB)を含めて「ダイオキシン類」と定義されました。

ダイオキシン類のうち、毒性の大きいものは、PCDDが7種類、PCDFが10種類、Co-PCBが12種類です。各々の異性体で毒性が異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンを基準にした濃度に換算し、その合計を等価換算濃度(TEQ)として評価します。

② 性質

ア) 性状

無色無臭の固体で、水には溶けにくく、蒸発しにくいですが、脂肪には溶けやすいという性質を持っています。また、他の化学物質や酸、アルカリとは簡単に反応せず、安定した状態を保つ性質を持っていますが、紫外線で徐々に分解されることがわか

っています。

4) 毒性

動物実験では、発がん性・肝臓肥大・催奇形性・生殖に及ぼす影響・免疫毒性等が報告されていますが、人への健康に対する明らかな影響は詳しくわかっていません。

③ 主な発生源

ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ等の焼却による燃焼ですが、その他に、有機物と塩素が熱せられるような過程で副生成物として自然発生し、例えば、森林火災、火山活動等でも生じると言われています。また、かつて使用されていたPCBや一部の農薬に不純物として含まれていたものが、底泥などの環境中に蓄積している可能性があるとの研究報告があります。

法令等による規制

ダイオキシン類は、人への健康影響を未然に防止する観点から、対策が必要な環境汚染物質です。

国では、平成9年から平成12年にかけて「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正するとともに「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定し、一定規模以上の焼却炉をはじめ各種ダイオキシン類発生施設の許可や届出、測定義務、環境基準や排出基準等規制の強化が図られました。

① 法律による規制

7) 大気汚染防止法

火格子面積 2m^2 以上または、焼却能力 $200\text{kg}/\text{時}$ 以上の焼却炉については届出が必要です。

4) 廃棄物の処理および清掃に関する法律

火格子面積 2m^2 以上または、焼却能力 $200\text{kg}/\text{時}$ 以上の焼却炉については許可が必要です。また、平成14年12月より、すべての焼却炉について構造基準が規定され、この基準を満たさない焼却行為は禁止されました。

4) ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年7月16日に「ダイオキシン類対策特別措置法」が公布され、ダイオキシン類の定義や環境基準を設定するとともに、対象とする焼却炉の規模を引き下げ、規制の強化が行われました。

火床面積 0.5m^2 以上または、焼却能力 $50\text{kg}/\text{時}$ 以上(2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合、それらの能力の合計とする)の焼却炉については、特定施設として届出が必要です。

○耐容一日摂取量(TDI)

ヒトが生涯にわたって摂取し続けても、人体に有害な影響が現れないと判断される、体重1kg1日当たりの摂取量で、4pg-TEQ/kg体重/日と定められています。一時的にこの値を多少経過しても健康を損なわないように、最も感受性の高いと考えられる胎児期での暴露による影響を踏まえて、設定されています。

○環境基準

耐容一日摂取量(TDI)を常に下回るために設定された一般環境中の濃度の基準です。

大気:1m³当たり0.6 pg(0.6pg-TEQ/m³)以下で、年平均値で評価する。

水質:1ℓ当たり1pg(1pg-TEQ/ℓ)以下で、年平均値で評価する。

土壌:1g当たり1,000 pg(1,000pg-TEQ/g)以下で、250 pg以上の場合には、必要な調査を実施すること。

※ 1pg(1ピコグラム)は1兆分の1g

※ 1ng(1ナノグラム)は10億分の1g

(単位 ng-TEQ/m³N)

○排出ガスの排出基準

特定施設の種類	焼却能力	新設する施設の排出基準	すでに設置している施設の排出基準	
			H14.11.30 以前	H14.12.1 以降
廃棄物焼却炉	4t/時	0.1	80	1
	2~4t/時	1		5
	2t/時未満	5		10

② 東京都環境確保条例による規制

東京都では、平成13年4月に東京都環境確保条例を制定し、一定規模未満の焼却炉による焼却および焼却炉を用いない廃棄物の焼却を原則禁止としました。

ア) 小型焼却炉による焼却の禁止

火床面積が0.5m²未満であって、焼却能力が50kg/時未満の廃棄物焼却炉での焼却は原則禁止となりました。ただし、排気ガス中のダイオキシン類等が下表の量以下である性能を有する小規模の廃棄物焼却炉として知事が認めるものなどについては、例外としています。

区分	ダイオキシン類の量 (単位 ng-TEQ/m ³ N)	ばいじんの量 (単位 g/m ³ N)
平成13年3月31日までに設置されたもの	10 (H14.11.30までは80)	0.25
平成13年4月1日以降に設置されたもの	5	0.15

イ) 野外焼却の禁止

焼却炉を用いない焼却で、ドラム缶、一斗缶などによる焼却や空き地での廃棄物の焼却などについても禁止されました。ただし、伝統的行事および風俗習慣上の行事のための焼却行為、学校教育および社会教育活動上必要な焼却行為、知事が特にやむを得ないと認める樹木や農作物の病虫害の防除などの焼却行為については、例外としています。これらの場合でも、周辺の生活環境にできる限り配慮して行う必要があります。

なお、火床面積0.5m²以上または焼却能力が50kg/時以上の規模の焼却炉を有する事業場については、指定作業場の届出が必要です。

現状

① 区の測定結果

区では平成 11 年度から区内一般環境中の大気、地下水、土壌に含まれるダイオキシン類調査を実施しています。平成 22 年度からは、大気のみ測定を行っております。大気の調査は年 4 回 3 地点（定点）で実施しました。22 年度の結果は表のとおりで、いずれの項目も環境基準を満たしていました。

区の測定結果(平成 22 年度)

調 査 地 点	春季 (5 月)	夏季 (8 月)	秋季 (11 月)	冬季 (2 月)	年度平均 値
豊玉北 6 丁目(情報公開室)	0.020	0.015	0.056	0.060	0.038
春日町 2 丁目(練馬東中学校)	0.023	0.015	0.062	0.057	0.039
西大泉 3 丁目(大泉西中学校)	0.022	0.017	0.059	0.064	0.041

※環境基準 0.6 pg-TEQ/m³

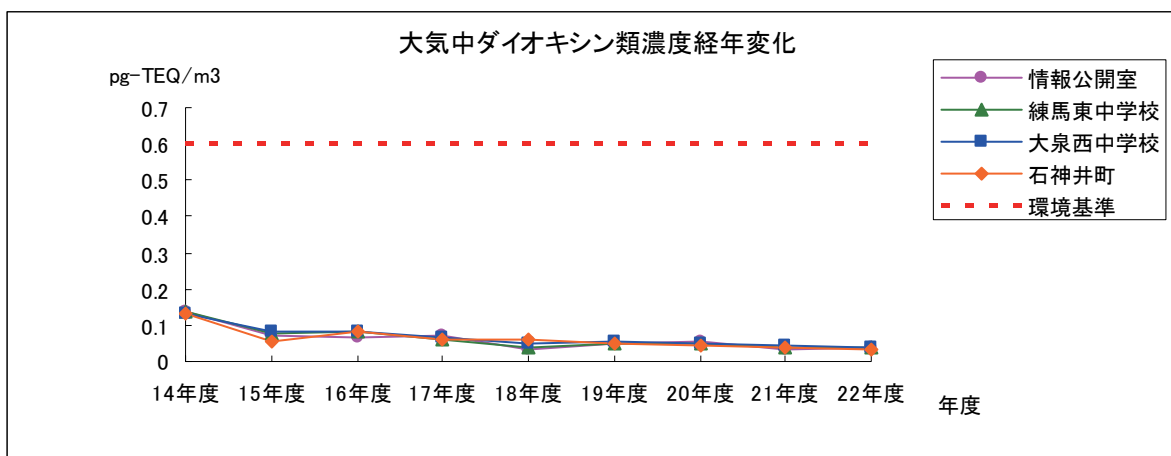
区内の大気中濃度の経年変化 (単位 pg-TEQ/m³)

調 査 地 点	調 査 結 果					
	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
南東部(情報公開室)	0.070	0.035	0.051	0.053	0.035	0.038
北東部(練馬東中学校)	0.063	0.038	0.049	0.052	0.040	0.039
北西部(大泉西中学校)	0.067	0.051	0.056	0.048	0.046	0.041

② 東京都の測定結果

7) 区内の大気中のダイオキシン類濃度

東京都は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、平成 22 年度において都内 20 ヶ所で年 4 回測定を実施しました。練馬区の測定場所にあたる石神井町局は、環境基準を満たしました。



イ) 土壌と地下水のダイオキシン類濃度

平成 22 年度、東京都では、練馬区内で 1 ヶ所土壌調査を行い、下記のとおり、環境基準を下回っていました。地下水調査については、練馬区内では、この年は行なっていません。

	測定地点	ダイオキシン類濃度	環境基準
土 壌	光が丘	11pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g

ダイオキシン類発生抑制対策

① 清掃工場から排出されるダイオキシン類の調査結果

区では平成 10 年度から、練馬清掃工場と光が丘清掃工場について隔年でそれぞれ排出ガス中のダイオキシン類の測定を実施しています。

平成 12 年度からは、ダイオキシン類を安定して除去するため、従来の電気集じん器に替えて、ろ過式集じん器を設置する工事を実施し、平成 14 年度秋までに練馬・光が丘両清掃工場ともに工事が終了しました。

以下に、平成 20 年度以降の一組および区で調査した結果を掲載します。いずれも排出基準を下回っていました。

ア) 排ガス中のダイオキシン類濃度

(単位 ng-TEQ/m³N)

工場	年度	炉	20 年度			
			第 1 回 6~7 月	第 2 回 8~9 月	第 3 回 10 月	第 4 回 1~2 月
練馬清掃工場		1 号炉	0.0000012	0.026	0.031	0.0044 0.0000078
		2 号炉	0.00011	0.0029	0.000091	0.0000028 0.0000014
光が丘清掃工場		1 号炉	0.00000044	0.00010	0.00069	0.0011
		2 号炉	0.000088	0.0028	0.0000093	0.000073

(単位 ng-TEQ/m³N)

工場	年度	炉	21 年度			
			第 1 回 4~6 月	第 2 回 7~9 月	第 3 回 10~11 月	第 4 回 2 月
練馬清掃工場		1 号炉	0	0	0.000019	-
		2 号炉	0	0	0.000000060	-
光が丘清掃工場		1 号炉	0.00000026	0.00005	0.00013 0.00065	0
		2 号炉	0.00017	0.000022	0 0.00044	0

(単位 ng-TEQ/m³N)

工場	年度	炉	22年度			
			第1回 4月	第2回 8～10月	第3回 11～12月	第4回 2月
光が丘清掃工場	1号炉		0.00000015	0.0000015	0.0000039	0.0043
	2号炉		0	0.0000010	0.0000012	0.00000088

注1 **ゴシック体太字**記載は区で測定したデータ、それ以外は東京 23 区清掃一部事務組合で測定したデータである。

注2 表記上の“0”は、ダイオキシン類濃度が定量下限値未満(分析機器が計測できる最小濃度の値未満)であることを示している。

注3 清掃工場に適用される排ガス中のダイオキシン類排出基準(ng-TEQ/m³N)は下表のとおりである。

適用期間	基準値
平成 14 年 11 月 30 日以前	80
平成 14 年 12 月 1 日以降	1

イ) 排ガス以外のダイオキシン類濃度

工場	項目	焼却灰(単位 ng-TEQ/g)			排水(単位 pg-TEQ/l)		
		20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度
練馬清掃工場		0.0067	0.017	— (操業停止中)	0.018	0.099	0.00096
光が丘清掃工場		0.020	0.014	0.0075	0.00029	0.00081	2.1
規制基準		3 (14年12月1日以降に適用)			10 (15年1月15日以降)		

ウ) 清掃工場周辺の大気環境中の濃度測定結果 (単位 pg-TEQ/m³)

	測定場所	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
練馬清掃工場周辺	練馬清掃工場内	0.024	0.012	
	練馬区大泉町 3	0.030	0.017	
	練馬区三原台 3	0.027	0.016	
	練馬区土支田 2	0.031	0.017	
	練馬区谷原 2	0.025	0.013	
光が丘清掃工場周辺	光が丘清掃工場内	0.036	0.052	0.035
	練馬区旭町 2	0.030	0.042	0.025
	練馬区田柄 2	0.035	0.053	0.019
	練馬区春日町 6	0.037	0.039	0.018
	練馬区大泉町 2	0.025	0.034	0.021

※参考:環境基準 0.6pg-TEQ/m³(年平均値)

② 焼却方法による苦情・相談件数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
小型焼却炉	5	9	4	3	2
ドラム缶	5	6	4	4	0
たき火・野焼き	26	13	14	18	16
その他	2	3	12	25	5
計	38	31	34	50	23

※焼却方法不明や区分の判断が難しいものは「その他」としました。

2 騒音・振動

(1) 騒音・振動の状況

騒音・振動

① 騒音

私たちは日々多様な音の中で生活しています。さまざまな自然の営みや人の営みが音環境に反映されています。また、私たち自身は日々その行動によって音をたてる側でもあります。これらの音の中で、一般に私たちが不快や苦痛と感じられる音を騒音といいます。

騒音には概して大きな音や音色の不快な音などが挙げられていますが、その判断は難しく、音を聞いている時の周囲の状況や時間帯により不快感は左右されます。また、同じ音であっても、音を聞く一人ひとりの感じ方には差があります。音楽や宣伝放送のように、聞きたい人、聞かせたい人にとっては必要な音であっても、聞きたくない人にとっては騒音とを感じる音もあります。このように、大きな音や不快な音のほかに、生活や安眠などの妨げとなる音も騒音になります。

② 振動

振動とは、工場や作業場の機械の稼働、建設工事による大型建設機械の使用、車両の通行等により、物的被害や人体への不快感を与え建物や地面が揺れる現象をいいます。

③ 騒音・振動の大きさ

ア 騒音の単位（デシベル）

騒音の大きさは「音圧レベル」で表され、単位はd B（デシベル）です。音の高低は1秒間の空気の振動数＝周波数で表わし、Hz（ヘルツ）が単位です。人間の可聴帯域は耳の良い人で20Hz～20kHzといわれ、普通の人ではこれよりも少し狭い範囲になります。また、周波数の高低により、同じ大きさでも人によって異なった大きさとして聞こえることがあります。

人間の可聴帯域の中で最もよく聞こえる周波数は1kHz付近です。音圧レベルは、人間の聴感覚の特性に合わせて補正がなされています。

●音の大きさのめやす

単位：デシベル

20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	
蛍光灯	木の葉の触れ合う音 ささやき声	郊外の深夜 静かな住宅地	深夜の街 小鳥のさえずり	静かな事務室 エアコン室外機	普通の会話 チャイム	掃除機 騒がしい街頭	地下鉄の車内 ピアノの音	犬の鳴き声 大声	電車が通るガード下	ヘリコプターのそば	飛行機のエンジンのそば

イ 振動の単位（デシベル）

振動の大きさは「振動レベル」で表され、単位はd B（デシベル）で表わしま

す。振動レベルは、人の感覚にあわせて補正がなされています。

●振動のめやす

単位：デシベル

振動レベル	震度階	状態
95～105	震度 5	壁に割れ目が入り、煙突、石垣等が破損する
85～95	震度 4	家屋が激しく揺れ、座りの悪いものが倒れる
75～85	震度 3	家屋が揺れ、障子がガタガタと音を立てる
65～75	震度 2	多勢の人に感ずる程度のもので、障子がわずかに動く
55～65	震度 1	静止している人だけに感じる
45～55	震度 0	人体に感じない程度

ウ 数字の比較

デシベルは対数表現であり、3 デシベルの増加で約 2 倍、10 デシベルの増加で約 10 倍もパワーが変わったこととなります。これを騒音防止という観点からみると、騒音を 10 デシベル下げるには、音のパワーを 1/10 にしなければならないということです。

騒音の環境基準

●道路騒音の環境基準

(単位：デシベル)

地域類型	地域区分	時間の区分	
		6～22 時	22～6 時
A 第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	一般地域	55 以下	45 以下
	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	一般地域	55 以下	45 以下
	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60 以下	50 以下
	車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

- ・車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。
- ・この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)にすることができる。	

- ・「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る)等を表す。
- ・「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。
- ・2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル
- ・2 車線を超える車線を有する道路 20 メートル

発生源別の状況

① 工場・作業場等

区内はその大半が住居系の地域となっており、大規模な工場は少なく中小の工場や作業場が住居系の地域に多く混在しています。これらの工場などでは、騒音・振動の問題が発生する恐れがあります。

工場などの周囲に隣接して住宅やマンションなどが密集していると、騒音や振動の発生源が近くなるため問題になりやすくなります。事業者の側でも、資金・移転用地や工場用地不足などの問題もあって、防音・防振対策が十分にとれず、問題の解決が長引く場合もあります。

② 建設工事や土木工事

区内では、マンションやビルの建設が多くなっています。これらの工事では、大型建設機械の使用や工事現場と隣家との距離が近いことなどにより、騒音・振動について近隣とトラブルが起きることもあります。また、道路工事や下水道施設工事も多数施工されており、その中には交通事情のため夜間施工されることもあり、一時的な騒音・振動とはいえ安眠妨害の苦情が寄せられる場合もあります。

③ 自動車

自動車走行による騒音・振動は、一般的に交通量が多いときや高速走行になるほど、また大型車ほどレベルが大きくなります。このため、区内の幹線道路（環状7号線、目白通り、笹目通りなど）の沿道住民は、走行音や振動などの影響を受けています。

④ 鉄道

区内には西武池袋線、西武新宿線、西武有楽町線、東武東上線、東京メトロ有楽町線、副都心線、都営地下鉄大江戸線の7路線があります。鉄道は、公共大量輸送機関として都市生活には欠かせないものですが、沿線住民は騒音・振動などの影響を受けています。

また、踏切による交通遮断を解消するため、高架化（連続立体交差）が積極的に推進されています。富士見台駅～石神井公園駅間では、補助134号線（笹目通り）との立体交差のため既設線の高架化工事が先行的に行われ、昭和62年に完成しました。その後、平成15年3月に桜台駅～石神井公園駅間が高架複々線化され、平成22年2月に練馬高野台駅～石神井公園駅付近の上り線が高架化され、あわせて混雑緩和の対策として複々線化も行われました。

騒音に関しては、立体化によって直近の鉄道走行音の低下だけでなく、踏切警報音、踏切での自動車のアイドリングや加速音も低下しています。また、高架化による走行音の広域化はありませんでした。しかし、軌道に近接する高層建築物の上層階では、音源が近づくことによりレベルが高くなる場所があります。

振動に関しては、構造体の重量が増すことや、基礎が岩盤で支えられることから従前より軽減されます。

⑤ 航空機

航空機から発生する騒音は非常に大きく、空港・飛行場周辺や航空路の真下とその付近では被害を受けやすくなっています。区内では大きな被害は発生していませんが、最近ヘリコプターや軽飛行機の飛来による苦情が寄せられることもあります。

⑥ 近隣騒音

音はそれを必要とする人は「あった方がよい、あってもよい音」として受け入れ、積極的に活用しますが、必要としない人は、「あっては困る、ない方がよい音（騒音）」として排除しようとしています。音に対する好き嫌いは、音の大きさや種類によって一律にきまるものではなく、その音に対する価値観の違い、あるいはその時の状況によって変わります。

一般家庭の生活においては、様々な音が発生しています。カラオケ・ステレオ・テレビ・楽器などの音響機器、エアコン室外機の音、車のアイドリングによる音、ペット類の鳴き声、ボイラーの燃焼音、人の話し声、集合住宅における歩行音などが騒音として問題になりやすく、近年、区に苦情や相談が多く寄せられています。

この原因として、住宅の集合化や密集化（マンションなどの増加）、騒音を発生しやすい電気機器の利用、生活形態の多様化などが考えられます。

また、隣近所との結びつきや近所づきあいが近年薄れてきており、そのため近隣間で騒音問題を円満に解決することができにくくなってきています。

(2) 騒音・振動対策

発生源別の対策

① 工場・作業場等

区では、騒音規制法などに定められている特定施設の届出や、東京都環境確保条例に基づいた工場認可や指定作業場の届出などを通じて、騒音・振動公害の未然防止を図っています。

また、様々な機会をとらえて、区内の工場や作業場等の調査・指導を行っています。

② 建築工事・土木工事

建築工事や土木工事のうち、特定の建設機械（くい打機やさく岩機など）を使用する場合は、騒音規制法と振動規制法や東京都環境確保条例により、規制対象となっています。このため区では、事前届出などの際に、工事現場の防音・防振の配慮とともに、近隣住民に対する十分な説明を行うよう指導をしています。

③ 自動車

自動車走行による騒音・振動や大気汚染を改善するためには、自動車本体の低公害車化とともに、道路構造の改善（遮音壁や環境施設帯の設置、車道部分の低騒音舗装化や地下化など）、交通流・物流・人流対策の推進、交通規制、沿道の土地利用や建築物構造の適正化などの方法により、総合的な対策として推進して

いかなければなりません。

区では、幹線道路の騒音を大泉町三丁目、大泉町四丁目、小竹町二丁目ですべて常時測定しています。

④ 鉄道

鉄道による騒音や振動についての一般的な対策として、つなぎ目の少ないロングレールへの切り換え、振動を吸収するためのバラストマットの使用、遮音壁の設置などがとられています。

⑤ 近隣騒音

近隣騒音問題の解決のためには、建物の防音化、家庭用機器の低騒音化などの物理的方法とともに地域での話し合いやルールづくりが重要な意味を持っています。一般に事業活動や生産活動に伴って発生し、比較的広範囲に影響を及ぼす騒音については、法律や条例で規制する対象となります。

しかし、日常の生活行動や家庭に普及している電気・ガス機器、ピアノ・ステレオなどの音響機器などから発生する、いわゆる生活騒音は人が活動することに伴って発生するものであり、これを法律や条例で規制することは日常生活に制限を加えることになり、一律的な規制になじみにくいものといえます。

生活騒音は、日常生活を営む上で必然的に発生するため、多くの人が時には被害者に時には加害者になるという特性があり、その対策に特效薬はありません。

住民、行政、各種家庭用機器類の製造業者、住宅建設関連業者などの関係者がそれぞれの立場から努力を積み重ねることが大切です。

このため区では、現実に発生している近隣騒音問題の解決のため、つぎのような対策を実施しています。

ア カラオケ騒音など、通常話し合いによって解決することが難しく、法令・条例等の規制があるものについては、それに基づいて規制指導を行う。

イ 一般家庭間の問題については、当事者の話し合いを基本に、騒音防止の技術的相談や話し合いの仕方の助言を行うとともに、騒音計の貸出を行うなど、円満な解決を支援する。

ウ 近隣騒音防止のためのPRを行う（区報、パンフレットなど）。

夜間騒音実態調査

深夜スナックのカラオケをはじめ、作業音や自動車のアイドリング音など、夜間の騒音苦情に対し、区では公害の防止と問題の早期解決を図るため、夜間騒音実態調査を実施しています。

平成22年度は5回、延べ31件の夜間調査を実施しました。発生源別の件数はつぎのとおりです。（同一対象あり）

発生源	カラオケ	排気ダクト 室外機	作業音	その他	計
延べ件数	8	2	3	18	31

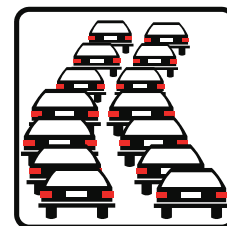
3 自動車公害対策

(1) 国・東京都および区の対策

道路交通騒音・振動対策としては、自動車単体への対策強化、交通量対策、道路構造の改善、沿道対策などがあり、特に高機能舗装（低騒音舗装）化が対策として有効です。

また、国内でも特に自動車が増加・集中する首都圏の 대기において、自動車が主な発生源となっている二酸化窒素および浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成はこれまで非常に困難な状況にありましたが、自動車単体の排ガス規制や特にディーゼル車に対する国および東京都の対策により、改善傾向が現れてきています。

さらに最近では、地球温暖化対策と省エネ対策を加味したエコドライブを推奨することで、汚染物質や温暖化ガスの二酸化炭素の排ガス量を低減し、合わせて 10% 以上の燃費の改善を図る取り組みが行われています。



国の対策

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NO_x・PM法」といいます。）は、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものです。これまで、首都圏、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏にある市区町村を窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（以下「対策地域」といいます。）に指定し、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質（以下「自動車排出窒素酸化物等」といいます。）の排出総量の削減に取り組んできました。このため、大都市地域における自動車交通に起因する窒素酸化物及び粒子状物質による大気環境は、改善傾向にあります。

しかしながら、大都市地域内の一部においては、自動車交通の集中等により、大気環境基準が達成されていない地区もあります。このような地区における大気汚染の一因として、対策地域の外から対策地域の中に流入する自動車からの影響も指摘されています。そこで、自動車NO_x・PM法に基づき、局地汚染対策及び流入車対策を講じています。

東京都の対策

東京都では同法に基づき、都内における自動車の窒素酸化物および粒子状物質削減のための総合的な対策の枠組みとして、「東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」を平成16年3月に策定しました。この計画は平成22年度を目標年度として、自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の総量を削減し、二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準を達成することを目標としています。計画の主な内容は自動車単体対策、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進、環境保全取組の普及啓発となります。

これまで、東京都では、平成2年度から、二酸化窒素の環境濃度が高くなる11月

から 1 月の期間を通じて、冬期自動車交通量抑制対策を実施し、毎週水曜日に乗用車類 20%、貨物車類 10%を目途に使用を抑制することを主な内容として、関係団体や事業所に要請等を行ってきました。平成 3 年度には、六都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市）で、平成 4 年度以降は千葉市を加えた七都県市で共同して実施しました。さらに、平成 5 年度から平成 13 年度までは、特別区と共同で「七都県市共同による冬期自動車交通量対策」として取り組まれていました。この事業はキャンペーンが主であったことから、さらに自動車公害対策を具体的に推し進めるため、平成 13 年 4 月に施行した東京都環境確保条例においてディーゼル車の排出ガス規制、自動車環境管理計画提出の義務、低公害車の導入義務、アイドリング・ストップの義務、粒子状物質を増大させる燃料の規制等を新たに規定しました。

特にディーゼル車から排出される粒子状物質については具体的な排出基準を定め、排出基準を満たさない規制対象のディーゼル車は、平成 15 年 10 月から都内運行が禁止となりました。このため、東京都では条例のディーゼル規制の推進のため、粒子状物質減少装置（DPF 等）の指定や、装着に対する補助制度を実施して、使用過程のディーゼル車への装置の装着を促進して、粒子状物質排出量の低減を推進しています。

練馬区の対策

区では、自動車公害対策を進めています。具体的には、国・東京都で行う各種施策に積極的に協力しつつ、なお一層の総合的な自動車公害対策を国、東京都に要請しています。また、近隣自治体とも連携し低公害車の普及・啓発、沿道の適正かつ合理的な土地利用や環境施設帯の設置による沿道環境の保全、道路の体系的整備などを推進しています。また、平成 14 年度まで大気汚染濃度が上昇する冬期に、都と共同して自動車交通量抑制対策のキャンペーン等を実施してきましたが、平成 15 年度は都条例のディーゼル車排ガス規制が施行されることから、自動車による大気汚染の低減を目的として、区内の規制対象のディーゼル車の低公害化を促進するために、区でも中小企業者を対象に粒子状物質減少装置装着補助事業および圧縮天然ガス（CNG）自動車導入補助事業を実施しました。

(2) エコドライブの取り組み

エコドライブは、毎日のちょっとした心がけをすることでできる、二酸化炭素の排出量が少ない環境に優しい運転方法のことで、地球温暖化防止の一環としての取り組みです。エコドライブを行うことで、自動車からの大気汚染物質の窒素酸化物や浮遊粒子状物質の排出量も同時に減らせることから区においても推奨しています。

エコドライブ 10 のすすめ (エコドライブ普及連絡会資料より)

1 ふんわりアクセル「e スタート」 やさしい発進を心がけましょう。	6 暖機運転は適切に エンジンをかけたらずぐ出発しましょう。
2 加減速の少ない運転 車間距離は余裕を持って、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。	7 道路交通情報の活用 出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。
3 早めのアクセルオフ エンジンプレーキを積極的に使いましょう。	8 タイヤの空気圧をこまめにチェック タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。
4 エアコンの使用を控えめに 車内を冷やし過ぎないようにしましょう。	9 不要な荷物は積まずに走行 不要な荷物を積まないようにしましょう。
5 アイドリングストップ 無用なアイドリングをやめましょう。	10 駐車場所に注意 渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。

4 工場・指定作業場等

(1) 事業者の責務

事業者の環境に対する責務と努力義務、環境行政施策への協力義務が、練馬区環境基本条例や東京都環境基本条例、東京都環境確保条例に定められています。

土壌汚染に関する規制

汚染された土壌から有害物質が大気中に飛散することや、土壌汚染による地下水の汚染が人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、東京都環境確保条例では平成 13 年から土壌汚染に関する規制をしています。26 種類の有害物質の使用履歴がある工場・指定作業場は、廃止等の際に土壌汚染状況を調査し結果を届け出なければなりません。平成 22 年度は、土壌汚染状況調査報告書 7 件、汚染拡散防止計画書 1 件、汚染拡散防止措置完了届出書 1 件の届け出がありました。また、3000 m²以上の土地の改変を行う場合には、土地の履歴を調

査し、土壌汚染の可能性がある場合に調査を行い、東京都へ結果を届け出る必要があります。

平成 15 年に土壌汚染対策法が施行され、水質汚濁防止法における有害物質使用特定施設の廃止の際は、土地の所有者は土壌汚染の状況を調査し、結果を東京都へ届け出る必要があります。また、汚染された地域を指定区域として指定される場合もあります。区内には平成 23 年 3 月現在、指定区域は 1 件あります。なお、平成 22 年 4 月に土壌汚染対策法の一部を改正する法律が施行され、指定区域は要措置区域と形質変更時要届出区域に分類されました。

東京都環境確保条例、土壌汚染対策法のいずれも、汚染土壌処理基準を超えた場合、汚染の浄化や拡散防止措置等を行わなければなりません。

不動産業者等から土地の履歴についての問い合わせがあり、区では情報提供を行っています。

● 工場・指定作業場等の情報提供件数

年度	20	21	22
情報提供件数	1,571	1,659	1,326

適正管理化学物質に関する届出

現代社会においては 8,400 万種類以上の化学物質が登録され、日本においても約 5~10 万種類の化学物質が使用されています。

しかし、化学物質の中には、人や生物に対し有害性をもつものが多くあり、適切な管理を行わなければ、環境汚染や生態系への影響をあたえる恐れがあります。

そのため、化学物質を取扱う事業者は、その使用量や環境への排出量を正確に把握する必要があります。東京都環境確保条例により、化学物質を適正に管理する規定が平成 13 年から設けられ施行されています。条例では、58 種類の有害化学物質のいずれかを年間 100 kg 以上取扱う工場・指定作業所の設置者に対し、その使用量や環境への排出量の報告(適正管理化学物質の使用量報告書)が義務付けられました。平成 22 年度は、塗装工場、印刷工場、メッキ工場、クリーニング店、ガソリンスタンド等 76 事業所から報告書が提出されました。

また、化学物質の使用量の多い事業所には、P R T R 法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)の対象になり、東京都へ届出書を提出することになっています。

適 正 管 理 化 学 物 質

No.	物 質 名	P R T R 法 (第一種指定化学物質)
1	アクロレイン	8 (政令番号)
2	アセトン	対象外
3	イソアミルアルコール	対象外
4	イソプロピルアルコール	対象外
5	エチレン	対象外
6	塩化スルホン酸	対象外
7	塩化ビニルモノマー	7 7
8	塩酸	対象外
9	塩素	対象外
10	カドミウム及びその化合物	6 0
11	キシレン	6 3
12	クロム及び三価クロム化合物	6 8
13	六価クロム化合物	6 9
14	クロルピクリン	2 1 4
15	クロロホルム	9 5
16	酢酸エチル	対象外
17	酢酸ブチル	対象外
18	酢酸メチル	対象外
19	酸化エチレン	4 2
20	シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)	1 0 8
21	四塩化炭素	1 1 2
22	1, 2-ジクロロエタン	1 1 6
23	1, 1-ジクロロエチレン	1 1 7
24	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1 1 8
25	1, 3-ジクロロプロペン	1 3 7
26	ジクロロメタン	1 4 5
27	シマジン	9 0
28	臭素化合物 (臭化メチルに限る。)	2 8 8
29	硝酸	対象外
30	水銀及びその化合物	1 7 5
31	スチレン	1 7 7
32	セレン及びその化合物	1 7 8
33	チウラム	2 0 4
34	チオベンカルブ	1 1 0
35	テトラクロロエチレン	2 0 0
36	1, 1, 1-トリクロロエタン	2 0 9
37	1, 1, 2-トリクロロエタン	2 1 0
38	トリクロロエチレン	2 1 1
39	トルエン	2 2 7
40	鉛及びその化合物	2 3 0
41	ニッケル	2 3 1
42	ニッケル化合物	2 3 2
43	二硫化炭素	2 4 1
44	砒素及びその無機化合物	2 5 2
45	P C B	3 0 6
46	ピリジン	2 5 9
47	フェノール	2 6 6
48	ふっ化水素及びその水溶性塩	2 8 3
49	ヘキサン	対象外
50	ベンゼン	2 9 9
51	ホルムアルデヒド	3 1 0
52	マンガン及びその化合物	3 1 1
53	メタノール	対象外
54	メチルイソブチルケトン	対象外
55	メチルエチルケトン	対象外
56	有機燐化合物 (E P Nに限る。)	3 7
57	硫酸	対象外
58	ほう素及びその化合物	3 0 4

(2) 工場認可

工場とは（東京都環境確保条例）

東京都環境確保条例における工場とは、

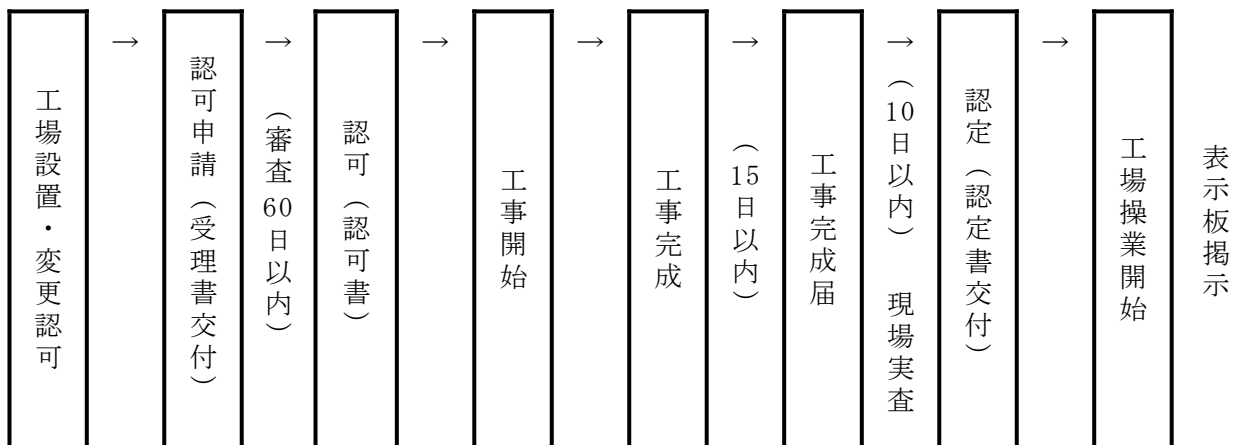
- ・ 定格出力の合計が 2.2 キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工または作業を常時行う工場
- ・ 定格出力の合計が 0.75 キロワット以上 2.2 キロワット未満の原動機を使用する裁縫、印刷、金属の打ち抜き等を常時行う工場
- ・ 塗料の吹き付け、金属の鍛造、インクまたは絵の具の製造、紙またはパルプの製造、写真の現像等を常時行う工場

などをいいます。

工場認可制度と工場に対する規制

これらの工場を設置・変更する場合、条例では設置者にあらかじめ区長の認可を受けるよう義務付けています。これらの認可制度は、工場が大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭などの公害発生源になりやすいため、事前に審査・指導を行い、公害を未然に防止することを目的とするものです。

また、工場設置者に対して、規制基準、燃料規制、設備構造基準の遵守義務や、位置の制限などを課し、違反に対する改善命令、操業停止命令等を定めています。



認可工場業種別分類（平成 23 年 3 月 31 日現在）

区分	業種	工場数	区分	業種	工場数	
製造業	職別工事業	1	卸売・小売業	飲食料品卸売業	1	
	食料品製造業	68		機械器具卸売業	1	
	飲料・たばこ・飼料製造業	1		その他の卸売業	1	
	繊維工業	7		飲食料品小売業	1	
	衣服・その他の繊維製品製造業	3		自動車・自転車小売業	2	
	木材・木製品製造業	11		その他の小売業	1	
	家具・装備品製造業	12	医療・福祉	医療業	2	
	パルプ・紙・紙加工品製造業	12	サービス業	学術・開発研究機関	1	
	印刷・同関連業	50		洗濯・理容・美容・浴場業	14	
	化学工業	3		その他の生活関連サービス業	3	
	プラスチック製品製造業	16		廃棄物処理業	5	
	ゴム製品製造業	1		自動車整備業	165	
	窯業・土石製品製造業	6		機械等修理業	5	
	非鉄金属製造業	7		その他のサービス業	1	
	金属製品製造業	24		公務	国家公務	1
	一般機械器具製造業	23	地方公務		1	
	電気業	1	合計			518
	電気機械器具製造業	9				
	情報通信機械器具製造業	3				
	電子部品・デバイス製造業	2				
	輸送用機械器具製造業	8				
	精密機械器具製造業	31				
	その他の製造業	11				
	映像・音声・文字情報制作業	1				
	鉄道業	2				

(3) 指定作業場

指定作業場とは（東京都環境確保条例）

東京都環境確保条例では、工場以外の事業場で公害の発生のおそれのある自動車駐車場（収容台数 20 台以上）、ガソリンスタンド、洗濯施設やボイラーを有する事業場など 32 種類を指定作業場と定め、工場に準じた規制を行っています。

指定作業場設置等の届出と規制

条例では、これらの事業場を設置または変更する場合には、工事開始の 30 日前までに届出を義務付け、公害の未然防止を行っています。

指定作業場業種別分類(平成 23 年 3 月 31 日現在)

種類	件数	種類	件数
ウェスト・スクラップ処理場	3	焼却炉	1
ガスタービン・ガス機関・ガソリン機関	1	非常用発電施設	1
ガソリンスタンド	54	洗濯施設を有する事業場	112
ボイラーを有する事業場	76	畜舎	1
めん類製造場	15	天然ガススタンド	1
レディミクストコンクリート製造場	3	豆腐又は煮豆製造場	47
液化石油ガススタンド	1	廃棄物の積み替え場所又は保管場所	13
材料置場	26	病院	4
試験研究機関	7	揚水施設	4
自動車洗車場	18	一般飲食店	1
自動車駐車場	575	合計	964

※一つの事業場で複数の該当施設を有している場合は、主たる種類欄を計上した。

(4) 特定施設

騒音規制法および振動規制法では、工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音または振動を発生する施設で政令で定めるものを特定施設とし、工事開始の 30 日前までに届け出るよう義務付けています。

騒音規制法による特定施設種類分類(平成 23 年 3 月 31 日現在)

種類		事業所数	施設数
金属加工機械	圧延機械	2	7
	せん断機	2	2
	機械プレス	15	40
	切断機	2	2
空気圧縮機及び送風機		138	753
コンクリートプラント		1	1
穀物用製粉機		1	12
木材加工機械	帯のこ盤	1	2
	かんな盤	3	4
印刷機械		43	158
合成樹脂用射出成型機		7	37
合計		215	1018

※事業所数は、複数種別の施設がある場合に、種別ごとに計上した延べ数である。

振動規制法による特定施設種類分類(平成 23 年 3 月 31 日現在)

種類		事業所数	施設数
金属加工機械	液圧プレス	2	6
	せん断機	1	3
	機械プレス	21	97
	圧縮機及び送風機	35	127
印刷機械(2.2kw 以上)		24	94
合成樹脂用射出成型機		6	32
合計		89	359

※事業所数は、複数種別の施設がある場合に、種別ごとに計上した延べ数である。

(5) 特定建設作業

騒音規制法および振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業として杭打ち機、さく岩機、空気圧縮機などを使用する作業を特定建設作業と定め、作業開始の7日前までに届け出るよう義務付けています。

特定建設実施届出件数（作業別合計）（平成22年度）

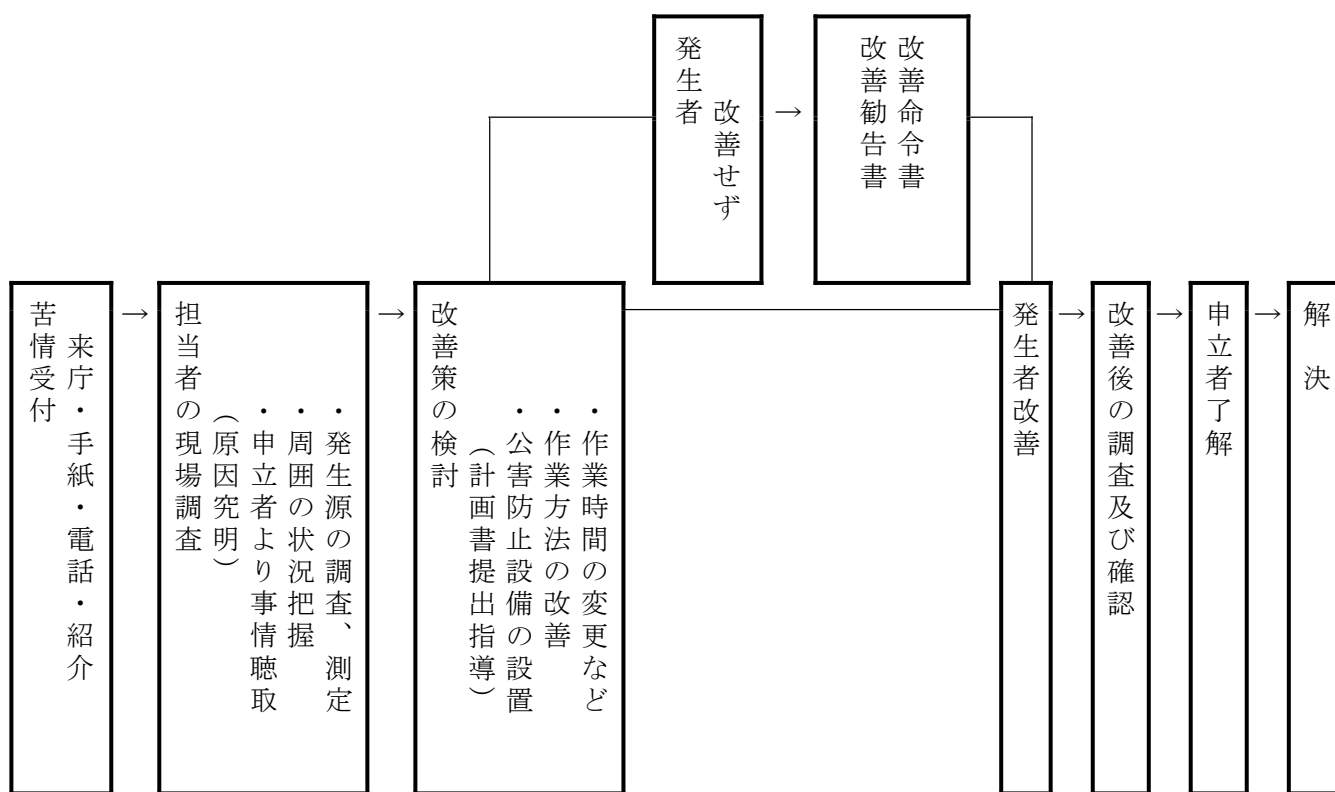
騒音規制法対象作業	届出数	振動規制法対象作業	届出数
くい打ち・くい抜き機等使用作業	18	くい打ち機使用作業	12
びょう打ち機使用作業	0	さく岩機使用作業	130
さく岩機使用作業	280	鋼球使用作業	0
掘削作業(バックホー等)	21	舗装版破砕機使用作業	2
空気圧縮機使用作業	26	合計	144
コンクリートプラント使用作業	0		
合計	345		

特定建設実施届出件数（工事別合計）（平成22年度）

工 事	騒音規制法 対象工事数	振動規制法 対象工事数
道路・河川	15	8
上下水道	4	0
電気・ガス	1	0
公共建物	54	22
民間建物	164	91
鉄道工事	10	6
合計	248	127

5 苦情・相談

(1) 苦情・相談の受付から処理までの手順



(2) 平成 22 年度苦情受付件数

月別・種類別受付件数（平成 22 年度）

月・種類	工場	指定作業場	建設作業	一般	計
4月	1	1	3	7	12
5月	1	0	3	8	12
6月	0	1	5	10	16
7月	1	1	5	11	18
8月	0	0	6	4	10
9月	0	1	10	6	17
10月	0	1	9	5	15
11月	0	1	5	8	14
12月	0	0	4	6	10
1月	0	0	3	1	4
2月	0	0	4	3	7
3月	0	1	1	2	4
計	3	7	58	71	139
割合(%)	2.2	5.0	41.7	51.1	100

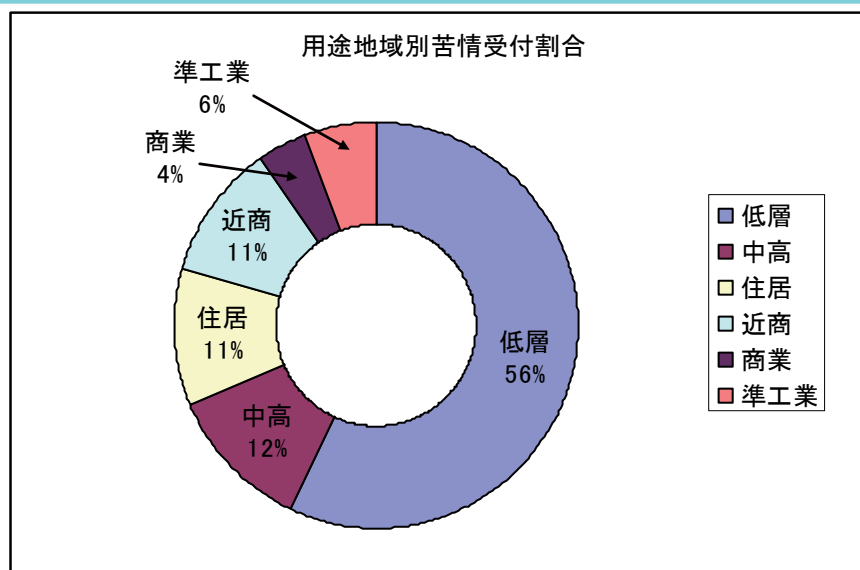
発生源別・現象別用途地域別苦情受付・処理件数（平成 22 年度）

地域別		受 付								処 理							
		低層	中高	住居	近商	商業	準工業	工業	計	低層	中高	住居	近商	商業	準工業	工業	計
公害種別	工場	2	1	0	0	0	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	3
	指定作業場	0	2	2	1	0	2	0	7	0	2	2	1	0	2	0	7
	建設作業	32	9	7	3	2	5	0	58	32	8	6	3	2	5	0	56
	一般	46	4	6	11	3	1	0	71	46	4	6	10	3	1	0	70
	計	80	16	15	15	5	8	0	139	80	15	14	14	5	8	0	136

現象別	ばい煙	17	2	0	3	0	0	0	22	17	2	0	3	0	0	0	22
	粉じん	6	1	1	1	0	0	0	9	6	0	1	1	0	0	0	8
	(石綿)	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
	有害ガス	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1
	悪臭	8	1	1	4	0	1	0	15	8	1	1	3	0	1	0	14
	汚水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	騒音	37	10	9	8	3	5	2	74	37	9	8	8	3	5	2	72
	(カラオケ)	0	1	0	3	1	0	0	5	0	1	0	3	1	0	0	5
	振動	13	8	8	3	0	1	1	34	13	8	8	3	0	1	1	34
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	4	0	1	0	1	1	0	7	4	0	1	0	1	1	0	7
	計	86	24	20	22	5	8	3	168	86	22	19	21	5	8	3	164

※ 1つの苦情に対し、2項目以上の現象にまたがる場合、それぞれの現象ごとに1件としています。

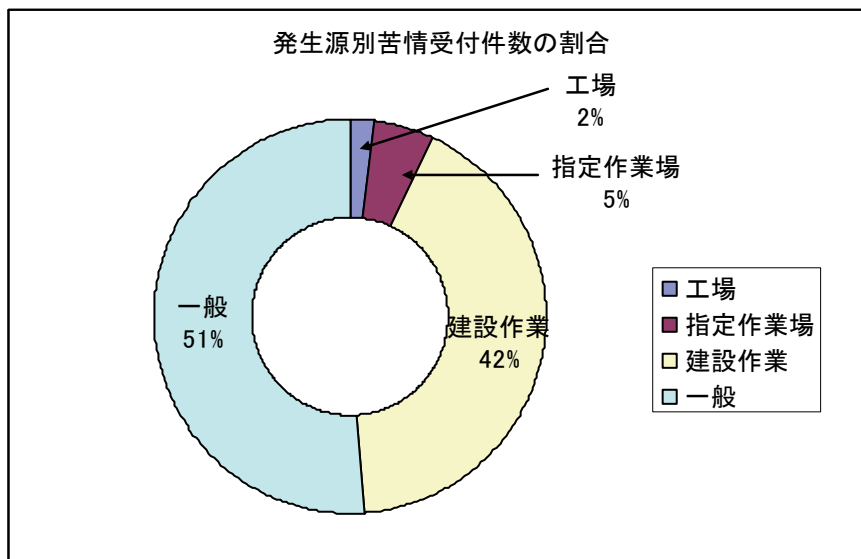
用途地域別苦情受付割合（平成 22 年度）



凡例では、用途地域を略称で表しています。用途地域の名称はつぎのとおりです。

低層：低層住居専用地域、中高：中高層住居専用地域、住居：住居地域、
近商：近隣商業地域、商業：商業地域、準工業：準工業地域、工業：工業地域

発生源別苦情受付の割合（平成 22 年度）



過去 10 年間の発生源別苦情受付件数

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
工場	18	13	14	2	8	13	10	8	6	3
指定作業場	26	18	19	8	6	7	10	6	13	7
建設作業	52	54	39	37	33	52	37	54	65	58
一般	174	153	118	86	70	83	89	89	127	71
合計	270	238	190	133	117	155	146	157	211	139

過去 10 年間の現象別受付件数

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
ばい煙	145	82	66	47	40	46	31	34	50	22
粉じん	7	11	5	0	11	5	20	8	21	10
悪臭・有害ガス	69	66	43	9	17	12	16	18	49	16
騒音	77	106	104	70	49	70	70	90	96	79
振動	34	33	19	21	15	22	15	21	23	34
その他	7	7	3	3	2	6	12	8	8	7
合計	339	305	240	150	134	161	164	179	247	168

※1 1つの苦情に対し、2項目以上の現象にまたがる場合、それぞれの現象ごとに1件としています。

※2 石綿の件数は粉じんに含まれます。カラオケの件数は騒音に含まれます。

※3 汚水はその他に含まれます。